第二条のうち、地方税法第三百二十一条の八第十五項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第十三項の改正規定中「除く」に」の下に「、「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に」を加え、同条第十二項第一号の改正規定及び同条第九項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十項に係る部分に限る。）中「合併等事業年度」の下に「後最初の事業年度」を加え、同法第七百四十七条の二第一項第一号の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に改め、同項第七号の改正規定中「第三百二十一条の八第五十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に改め、同法第七百六十二条第二号ロ(1)の改正規定中「第五十三条第五十五項及び第五十八項」を「第五十三条第六十三項及び第六十六項」に、「第三百二十一条の八第五十二項及び第五十五項」を「第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項」に改め、同法附則第八条の改正規定を次のように改める。

附則第八条第一項中「以下この条」を「次項から第十項まで」に、「同項又は同法第四十二条の四第七項」を「同条第四項又は第七項」に改め、同条第二項中「同法第四十二条の四第七項」を「第七項」に改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第六項とし、同条第十二項中「中小連結親法人等の」を「中小企業者等の」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に、「連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額」を「事業年度の法人税額」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号」を「第二十三条第一項第四号の三」に、「第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八条の十五の六」を「第四十二条の十二の五」に、「第六十八条の十五の六第二項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度」を「各事業年度」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の六」に、「第四十二条の十二の五第一項」を「第四十二条の十二の六第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について」を「中小企業者等の各事業年度の法人税額について」に、「第六十八条の十五の六第二項」を「第四十二条の十二の七第四項又は第五項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八条の十五の六」を「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の七第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」に、「、「第四十二条の十二の五」を「並びに第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の五項を加える。

11　第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

12　第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

13　第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14　第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

15　第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

16　附則第八条第十六項及び第十七項を次のように改める。

第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十四項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

17　第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十四項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第十八項から第二十一項までを削る。

第二条のうち、地方税法附則第八条の二の改正規定中「若しくは第八項」を「若しくは第八項若しくは」に改め、同法附則第八条の二の二第一項の改正規定中「第三十五項」に」の下に「「法人税割額から」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第